

香芝市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年2月24日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

生活安全部（危機管理課）

第4 監査の実施期間

令和4年11月28日から令和4年12月26日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、勧告を述べる。勧告した事項については措置を講じた状況についての通知を求める。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 勧告事項

(1) 食糧費の支出に関しては、食糧費が行政事務等の執行上、直接に費消される経

費であることから、当該行政事務等の存在が明確にされるとともに、食糧費の支出と事務執行との間に直接的な関連性が認められることをも要すると解されている。

今回の定期監査において、支出された食糧費の中に、事務執行との直接的な関連性があると言い難いものがあった。食糧費から支出する場合には、その支出の具体的な必要性や相当性について精査、検討した上で支出決定すべきであり、今後も食糧費からの支出が見込まれるようであれば、上記観点を踏まえた詳細な支出基準を設けられたい。

加えて、食糧費が公費をもって賄われていることの重さを念頭に置き、支出に関して社会的な批判を招くことがないよう法規に則った適正な予算執行の徹底にも努められたい。